

金融負債の分類及び測定を巡る FASB の審議（2011 年 5 月末時点）

1 概要

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2010 年 12 月以降、2010 年 5 月に公表した会計基準更新書案「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」に対して寄せられたコメントを踏まえた審議を開始している。

2 金融負債の分類及び測定モデル

FASB による暫定合意のうち、金融負債の分類及び測定に関連する部分は、以下の通り。

(1) 基本的なモデル

金融負債は、商品の性質及び事業戦略に基づき、償却原価、又は、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識する方法（FV-NI）のいずれかで事後測定を行う。

金融負債の性質に関する要件

以下すべての要件に合致する金融負債は、事業戦略に関する要件（参照）に合致する場合、償却原価で測定する（それ以外のものについては、FV-NI で測定される）。

- 金融デリバティブ（Topic815「デリバティブ及びヘッジ」のガイダンス参照）に該当しないこと。
- 債務者（発行者）に移転された当初金額が、取得時におけるディスカウント、プレミアムによって調整された契約元本で、満期又はその他の決済時点で債権者（投資家）に返還されること。
- 負債商品について、投資家自らの意思による場合を除き、契約上、投資者がその当初投資のほぼ全てを回収することにならない方法で期限前償還又は決済されないこと。

事業戦略に関する要件

上記要件に合致する金融負債については、以下のいずれかの要件に合致する場合を除き、償却原価で事後測定を行う。

- 発行等の当初時点で移転を目的として保有されているものであり、企業が金融負債の公正価値で取引を行う能力を有していること。
- 金融負債がショートセールによるものであること。

(2) ハイブリッド金融商品の取扱い

ハイブリッド商品については、現行の組込デリバティブの分離処理を維持する。このため、組込デリバティブ部分は FV-NI で分類・測定を行うとともに、主契約については契約の性格及び当該商品に関する企業の事業戦略によって分類・測定を行う。

なお、転換社債（発行体）については、815-10-15-74(a)項における例外要件に該当すると

考え、480-20-25-12 項に定められる分離要件に該当しないものについては、全体を償却原価で測定する。

(3) 分類の変更

当初認識時点において分類を行うとともに、分類変更は認められない。

(4) 公正価値オプション

金融負債について、現行のような無制限での公正価値オプションの適用は認めない。但し、ハイブリッド金融商品について組込デリバティブ部分を分離処理することが必要な場合、デリバティブ部分を分離・測定しないようにすることを可能とするため、ハイブリッド商品全体に公正価値オプションを適用することを認める¹。

なお、ノンリコース型の金融負債の決済に金融資産が利用される場合、当該金融資産の測定方法に準拠して金融負債を測定する。

以 上

¹ ハイブリッド商品への公正価値オプションの適用を金融資産にも認めるか否かについて、今後、検討される予定。また、金融資産・負債のグループが一緒に管理され、業績がリスク管理戦略に基づいて公正価値をベースに評価されている場合に公正価値オプションを認めるか否かについても、今後、検討される予定。